

○松戸市農業経営支援金交付要綱

令和4年10月11日

改正 令和4年12月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大の渦中であって、原油価格や農業資材の高騰などの影響を受け、営農に影響が生じている農業者に対し、農業経営の安定及び発展を図るため、松戸市農業経営支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この要綱において、「農業者」とは本市内で農業を営んでいる者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 令和4年1月1日現在、市内に住所を有し、支援金の受領後、引き続き営農を継続する意思があること。

(2) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の農産物販売金額が50万円以上であること。

(3) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）、暴力団等の活動の利益になる行為を行う者、又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 法令又は公序良俗に反しないこと。

(5) 市長が必要と判断した場合、審査に伴う市の調査に同意すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者にあつては、対象者としなない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1農業者（世帯）につき5万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月末日までに、松戸市農業経営支援金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 松戸市農業経営支援金交付請求書（別記第2号様式）

- (2) 令和3年分確定申告書の写し
 - (3) 令和3年分所得税青色申告決算書または収支内訳書（農業所得用）の写し
 - (4) 振込先金融機関、支店、口座番号と口座名義人が分かる通帳の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、松戸市農業経営支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により、支援金の不交付を決定したときは、松戸市農業経営支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の交付回数)

第7条 支援金の交付の回数は、第4条に規定する支援金の額を1回限りとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正な行為を行ったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定め、支援金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。